

改正

平成28年3月30日規則第14号

蓮田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、蓮田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成17年蓮田市条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用除外)

第2条 条例第6条第2項第1号に規定する許可、認可、確認又は指定を受けて行う埋立て等とは、次に掲げるものとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の許可を受けて行う埋立て等
- (2) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項、第14条第1項若しくは第3項又は第71条の2第1項の認可を受けて行う埋立て等
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条の2及び第88条において準用する場合を除く。）の確認又は同法第42条第1項第5号の指定を受けて行う埋立て等
- (4) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条の許可を受けて行う埋立て等
- (5) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第8条第1項の許可を受けて行う埋立て等

(施工基準)

第3条 条例第7条第4号に規定する施工基準は、別表のとおりとする。

(埋立て等の届出)

第4条 条例第8条第1項の規定による届出は、様式第1号の土砂等による土地の埋立て等届出書により行うものとする。

2 条例第8条第2項の規定による届出は、様式第2号の土砂等による土地の埋立て等（一時たい積）届出書により行うものとする。

3 条例第8条第3項の規則で定める書類とは、次に掲げるものとする。

- (1) 埋立て等区域の図面（縮尺50分の1から2万5,000分の1程度までの位置図、計画平面図、縦横断面図及び土留構造図）
- (2) 現況写真（埋立て等実施前の埋立て等区域全体が確認できるもので、インスタント写真を除く。）

- (3) 土質分析計量証明書（土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）別表測定方法の欄に掲げる方法により測定したもの。）
 - (4) 様式第3号の運搬計画書（運搬経路図及び運搬経路の写真を添付したもの）
 - (5) 埋立て等区域の土地の登記事項証明書
 - (6) 埋立て等区域の登記所に備えられた地図の写し
 - (7) 土地賃貸借契約書の写し又は土地使用承諾書（事業主が土地の所有者であって、当該埋立て等を事業主自らが施工する場合を除く。）
 - (8) 埋立て等の施工に係る契約書の写し（当該埋立て等を事業主自らが施工する場合を除く。）
 - (9) 様式第4号の誓約書
 - (10) 境界確認済証
 - (11) 道路占用又は水路使用の許可書の写し
 - (12) 様式第5号の残土証明書
 - (13) 事業主の住民票の写し（事業主が法人の場合にあつては、法人の登記事項証明書）
 - (14) 施工者の住民票の写し（施工者が法人の場合にあつては、法人の登記事項証明書）
- （変更の届出）

第5条 条例第9条第1項又は第2項の規定による届出は、様式第6号の土砂等による土地の埋立て等変更届出書に、その変更の内容を示す前条第3項各号に掲げる書類を添えて行うものとする。

2 条例第10条の規定による届出は、様式第7号の氏名等変更届出書により行うものとする。

（受理書）

第6条 市長は、条例第8条第1項若しくは第2項又は条例第9条の規定による届出を受理したときは、事業主に様式第8号の受理書を交付するものとする。

（計画変更命令）

第7条 条例第11条第1項又は第3項の規定による命令は、様式第9号の埋立て等計画変更命令書により行うものとする。

（実施の制限の短縮）

第8条 条例第12条第3項の規定より実施制限期間を短縮した場合は、様式第10号の実施制限期間短縮通知書により通知するものとする。

（地位の承継の届出）

第9条 条例第13条第2項の規定による届出は、様式第11号の地位承継届出書により行うものとする。

(一時たい積状況の届出)

第10条 条例第14条の規定による届出は、様式第12号の一時たい積状況届出書により行うものとする。

(中止又は完了の届出)

第11条 条例第15条の規定による届出は、様式第13号の土砂等による土地の埋立て等中止（完了）届出書により行うものとする。

(標識)

第12条 条例第16条に規定する標識は、様式第14号の土砂等による土地の埋立て等標識のとおりとする。

(改善命令)

第13条 条例第17条第1項の規定による命令は、様式第15号の改善命令書により行うものとする。

(措置命令)

第14条 条例第17条第2項の規定による命令は、様式第16号の措置・中止命令書により行うものとする。

(報告)

第15条 市長は、条例第18条の規定による報告を求めようとするときは、様式第17号の土砂等による土地の埋立て等状況報告要求書を事業主等に通知するものとする。

2 事業主等は、前項の規定により報告を求められたときは、様式第18号の土砂等による土地の埋立て等状況報告書により市長に報告しなければならない。

(身分証明書)

第16条 条例第19条第2項に規定する身分を示す証明書の様式は、様式第19号の身分証明書のとおりとする。

(公表の方法)

第17条 条例第20条の規定による公表は、蓮田市役所掲示場に掲示するとともに、広報紙への掲載その他の方法により行うものとする。

(書類の提出部数)

第18条 第4条第1項、第2項及び第3項並びに第5条第1項及び第2項に規定する書類の提出部数は、正本及び副本それぞれ1通とする。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成28年 3 月30日規則第14号）

- 1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。
- 2 処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行前にされた処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

別表（第 3 条関係）

施工基準

1 一般基準

ア 作業時間及び周辺対策等

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、埋立て等の作業を行わないこと。
- (2) 作業時間は、午前 8 時から午後 5 時までとすること。
- (3) 事業の施工に当たっては、粉じん、騒音又は振動により周辺住民に被害及び迷惑を及ぼすことのないよう必要な措置を講ずること。

イ 交通安全対策

- (1) 土砂等の搬出入経路については、あらかじめ道路管理者と協議すること。
- (2) 搬出入経路が通学路に指定されている場合は、関係機関と協議し、登下校時間帯の通行禁止その他交通安全に必要な措置を講ずること。
- (3) 交通誘導員の配置、表示板の設置その他の交通安全に必要な措置を講ずること。

ウ 事故対策

- (1) 地上及び地下工作物、井戸水等に損害を与え、又はその状態を阻害することのないよう必要な措置を講ずること。
- (2) 事業区域内にみだりに人が立ち入れないように、事業区域の境界には柵、塀その他の境界を画するものを設けること。

エ その他

- (1) 埋立て等の申請又は届出を行うときは、事前に蓮田市教育委員会と埋蔵文化財について協議を行うこと。
- (2) 埋立て等を行っているときに埋蔵文化財を発見した場合は、埋立て等を直ちに中止し、蓮田市教育委員会に連絡し、指示を受けること。

2 技術基準

ア 共通事項

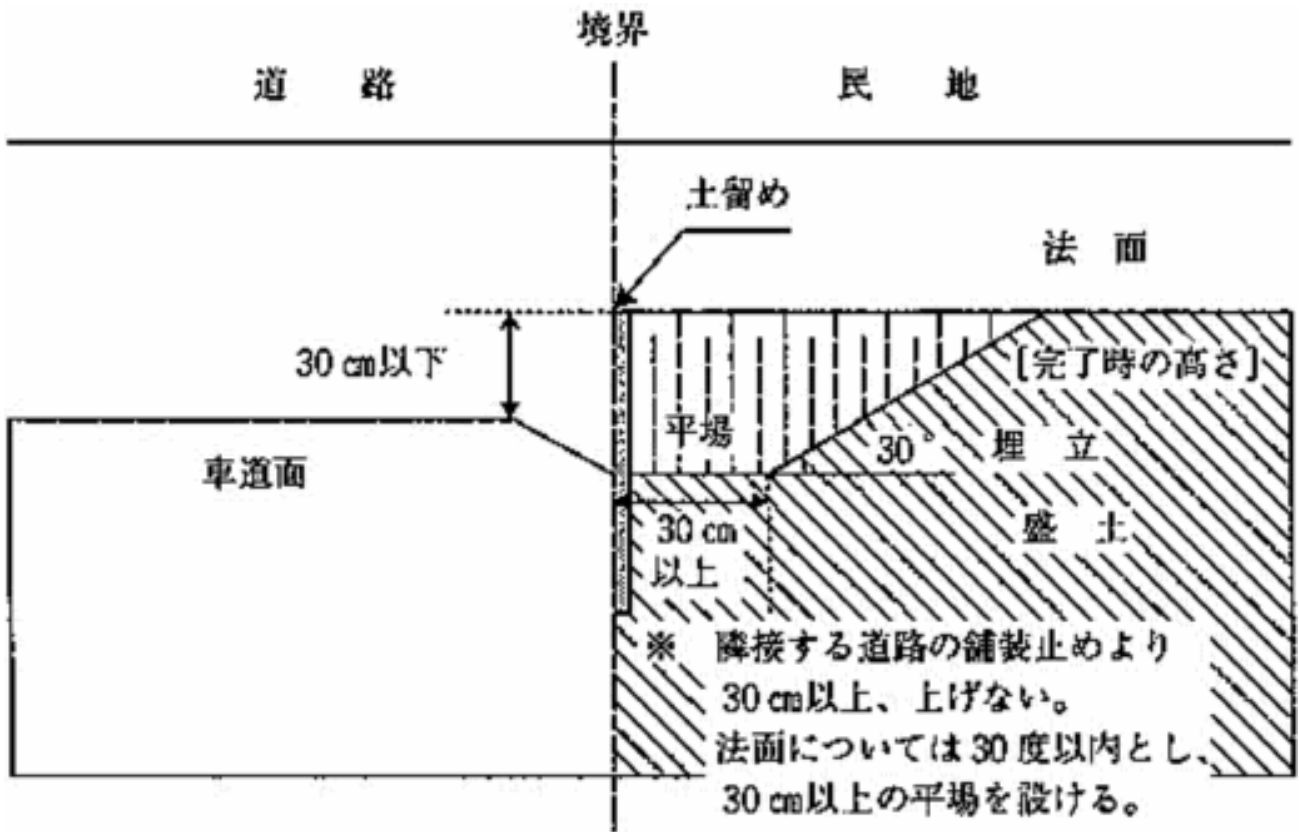
- (1) 事業区域及び当該区域を含む流域から流出する雨水その他の地表水を適正に処理すること。この場合において、放流先の排水及び利水施設に支障を及ぼさないよう必要な措置を講ずること。
- (2) 隣地の境界に段差がある場合は、土砂等の流出を防止するため、必要に応じて土留めを設置すること。
- (3) 土砂等が乾燥し、飛散するおそれのある場合は、散水等の対策を講ずること。
- (4) その他市長が必要と認める措置を講ずること。

イ 一時たい積を除く埋立て等の場合について

- (1) 道路幅員が5メートル以上の場合
 - (一) 土砂等の高さは、埋立て等完了時において、隣接する道路の側溝面又は道路面より30センチメートル以下とし、2以上の道路のある場合は、各々の隣接する道路面より30センチメートル以下とし、関係課と協議すること。
 - (二) 法面で施工する場合は、道路等への土砂等の流出防止のため、境界から30センチメートル以上の平場を設け、法面は30度以内とすること。（例示1及び2参照）
- (2) 道路幅員が5メートル以下の場合
 - (一) 道路中心から2.5メートル以上離れて実施する。また、土砂等の高さは、埋立て等完了時において、30センチメートル以下とし、2以上の道路のある場合は、各々の隣接する道路面より30センチメートル以下とし、関係課と協議すること。
 - (二) 法面で施工する場合は、道路等への土砂等の流出防止のため、道路中心から2.5メートル以上離れたところから法面は30度以内で実施すること。
 - (三) 道路中心から2.5メートル以上の地点から道路境界までの部分については、車道の高さより低くして、水の逃げ場を確保すること。（例示3及び4参照）
- (3) 天地替えによる掘削は、関係課と十分協議してから行うこと。
- (4) 埋立て等の影響により、届出地の雨水が隣接する道路等に支障がでないよう十分に配慮すること。
- (5) 埋立て等に掘削を伴う場合、現在の地表面より2メートル以上掘削しないこと。また、隣接地より2メートル以内は掘削しないこと。

ウ 一時たい積の場合について（例示5及び6参照）

- (1) 一時たい積する土砂等の高さは、隣接する道路の側溝面又は道路面より2メートル以

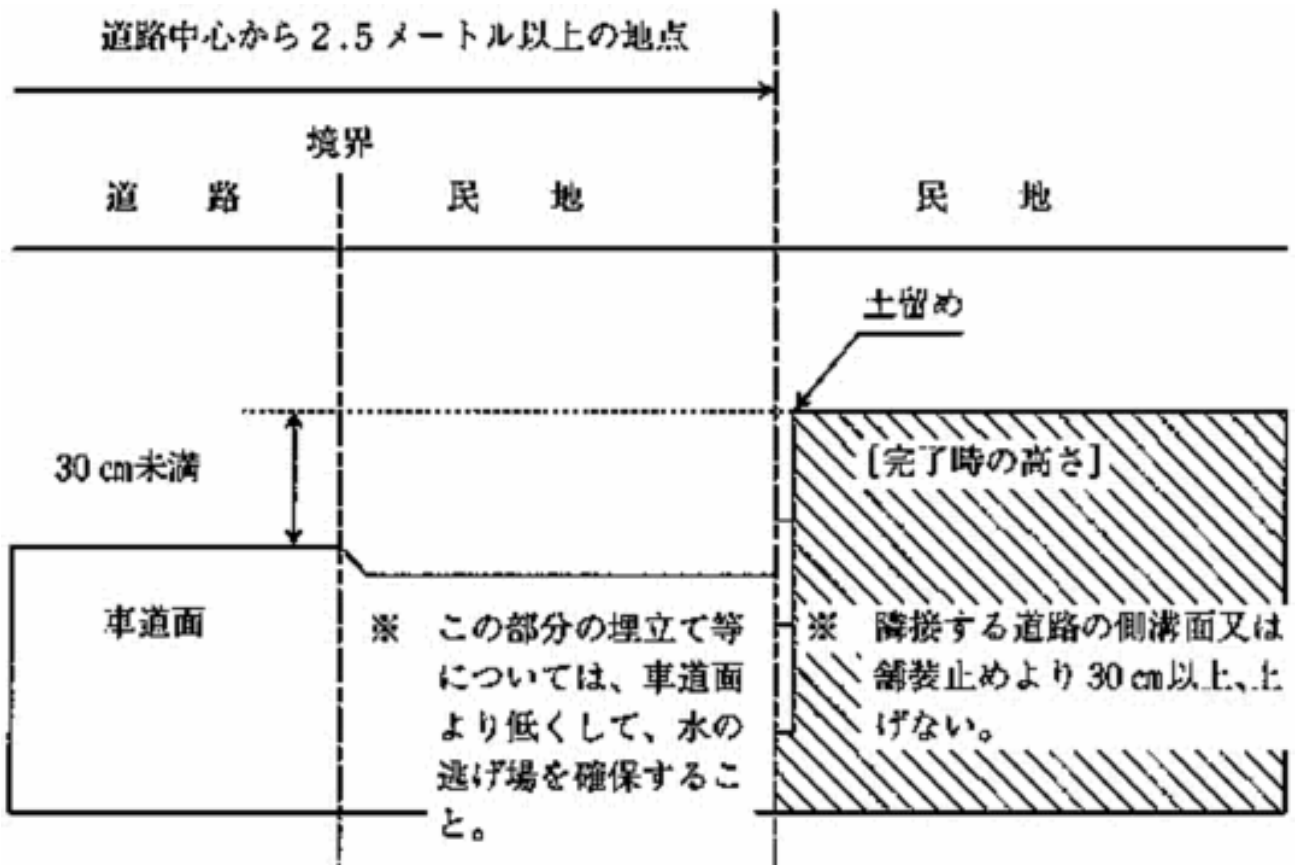


別紙2

○一時たい積を除く埋立て等

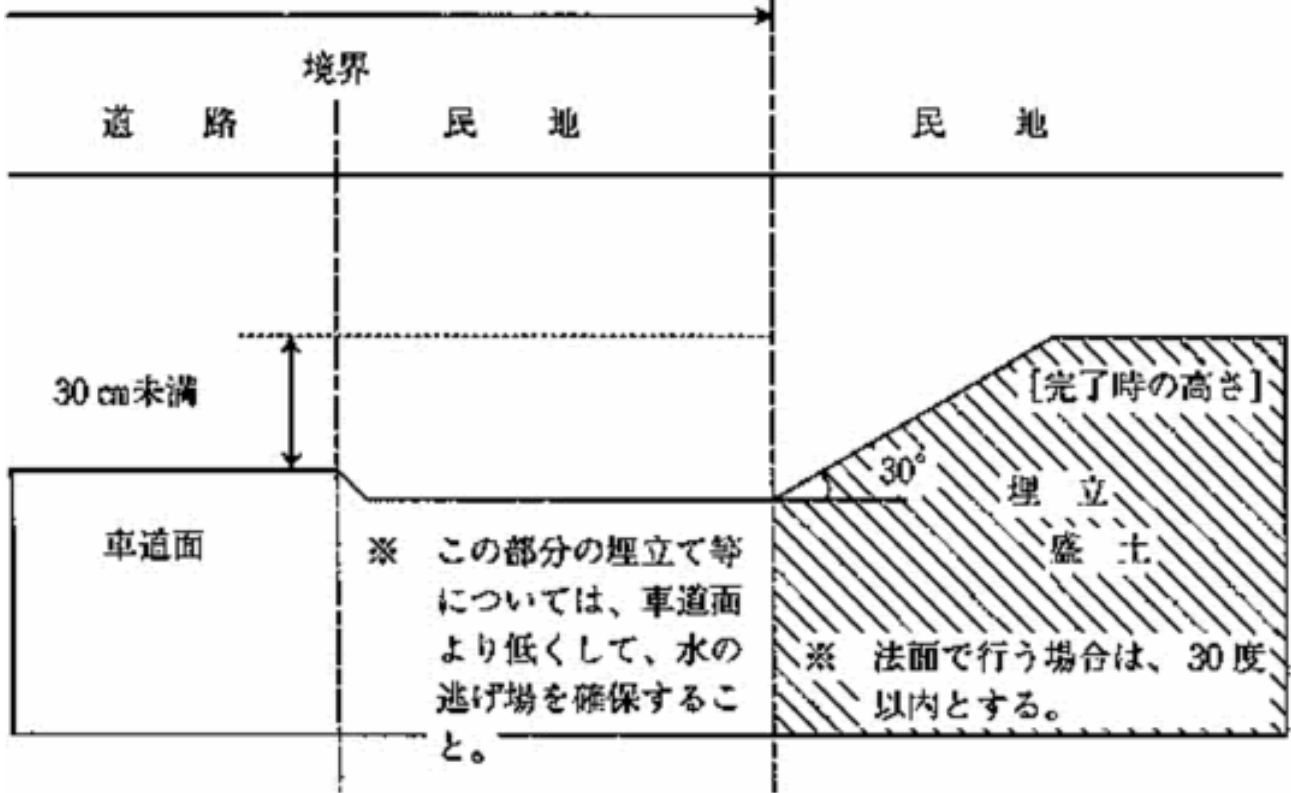
道路幅員が5メートル以下の場合(例示3)

道路中心から2.5メートル以上の地点



道路幅員が5メートル以下の場合（例示4）

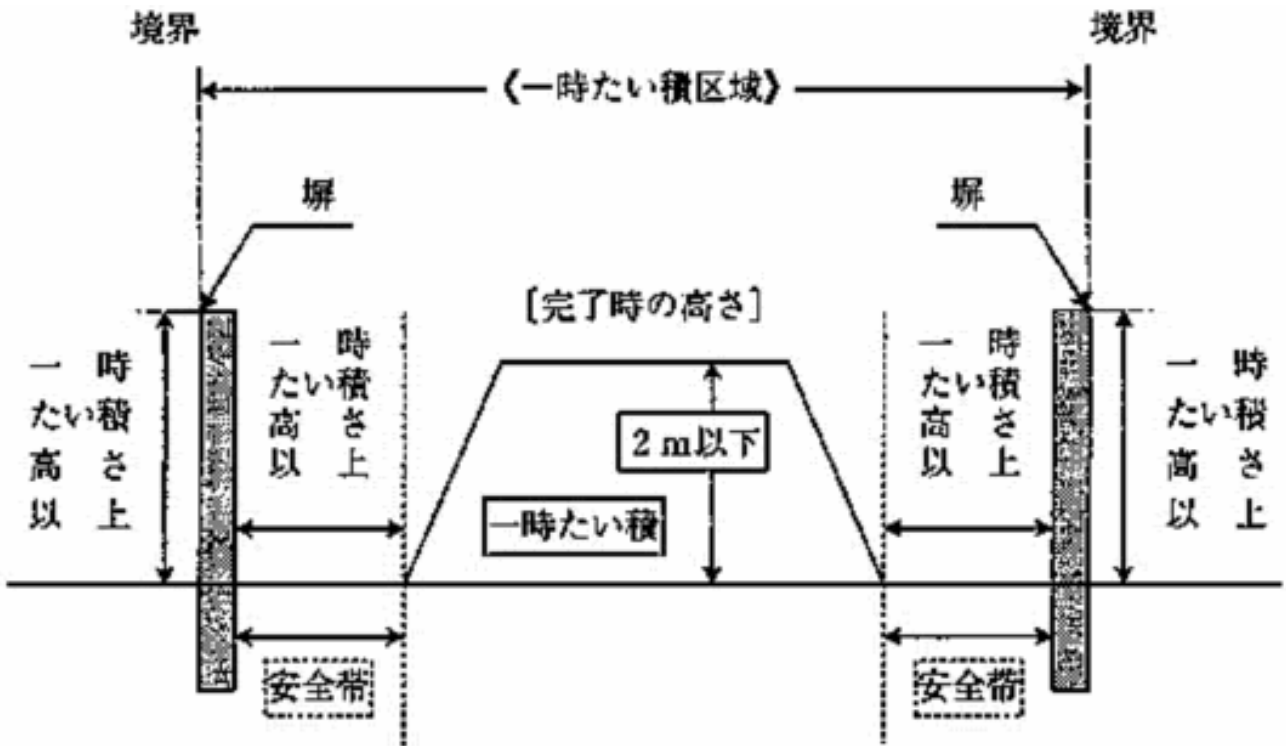
道路中心から2.5メートル以上の地点



別紙3

○一時たい積

①断面図（例示5）



②平面図（例示6）

